

# 『特定鳥獣保護管理計画』について

環境農林水産部動物愛護畜産課

## 特定鳥獣保護管理計画

地域に生息する野生鳥獣の著しい増加により、農林水産業等に多大な被害や、生態系に悪影響を及ぼす場合、又は著しい減少により、絶滅が危惧される場合に、科学的、計画的に保護管理することによって、人と野生鳥獣との適切な関係の構築を図ろうとするもので、「第10次鳥獣保護事業計画」に位置づけられる。

## 根拠法令

『鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律』（鳥獣保護法）

### 法第7条（特定鳥獣保護管理計画の策定）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣の保護のための管理に関する計画を定めることができる。

## 概要

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 目的    | 地域的に著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図り、人と野生鳥獣との適切な関係の構築を実現することを目的とする                      |
| 2 | 策定主体  | 都道府県   |
| 3 | 策定状況  | 79計画（42都道府県）<br>ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カモシカ、ツキノワグマ   |
| 4 | 計画期間  | 3～5年   |
| 5 | 計画内容  | 科学的知見、合意形成に基づく明確な目標の設定<br>目標設定・・・個体数、生息密度、被害程度等  |
| 6 | 達成手段  | 個体数管理<br>地域状況に応じた狩猟制限の解除等<br>生息環境管理<br>生息環境の保全・整備<br>被害防除対策<br>農林業被害防止柵等                     |
| 7 | 実施体制  | モニタリング及び結果のフィードバック<br>多様な主体の関与<br>府、市町村、学識経験者、各種団体等  |
| 8 | 策定手続き | 審議会からの意見聴取<br>学識経験者、行政機関、各種団体等での検討（検討会の設置）<br>公聴会における利害関係人の意見聴取<br>公表（大阪府公報への登載）<br>環境大臣への報告 |

## 『大阪府イノシシ保護管理計画（案）の概要』

**1. 計画策定の目的及び背景**

近年、イノシシの生息数、生息域が拡大し、農林業被害が増加してきたため、大阪府では、有害鳥獣捕獲の実施や被害防止柵の設置等による被害対策に努めてきたところである。しかし、被害は高い水準で推移しており、より効果的な対策が求められている。

このことから、科学的知見を踏まえ、狩猟や有害鳥獣捕獲、被害防除対策による農林業被害の軽減を図るため、イノシシ保護管理計画を策定し総合的なイノシシ対策を講じる。

**2. 管理すべき鳥獣の種類**

イノシシ（イノブタを含む）

**3. 計画の期間**

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。

**4. 保護管理が行われるべき区域**

能勢町、豊能町、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、島本町、枚方市、交野市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、富田林市、羽曳野市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、泉南市、阪南市、岬町の28市町村

**5. 保護管理の目標**

- ・農林業被害面積及び被害額の減少（被害額の半減）
- ・管理地域区分を淀川を境として北部地域と中・南部地域とする。

**6. 数の調整に関する事項**

- ・有害捕獲と狩猟により、地域個体群の管理を行う。
- ・計画期間内のイノシシの狩猟期間を1ヶ月延長し、11月15日から翌年3月15日までとする。（現行11月15日から2月15日まで）
- ・捕獲目標頭数は、前年度の捕獲頭数と被害状況を勘案し、毎年度設定する。

**7. 生息地の保護及び整備に関する事項**

未収穫作物、廃棄作物の撤去、山際の刈り払いや耕作放棄地等の整備など、イノシシを里に寄せつけない環境づくりを推進する。

**8. その他保護管理のために必要な事項**

- ・被害防除対策  
農林業被害の防止を図るため、被害対策施設（柵、囲い等）の整備による防除対策を進める。
- ・モニタリング  
イノシシによる被害の状況、捕獲状況、被害意識等についてモニタリングし、生息密度推定の基礎資料とするとともに、保護管理計画の進捗状況を点検し、計画にフィードバックさせる。
- ・多様な主体の関与  
府、市町村、学識経験者、各種団体等の参画による調整や意見聴取をする。

## 『大阪府シカ保護管理計画（第2期）（案）の概要』

**1. 計画策定の目的及び背景**

農林業被害の軽減及びシカの長期にわたる安定的な保護増殖を図るため、平成14年4月から平成19年3月までを計画期間とするシカ保護管理計画を策定し、有害鳥獣捕獲の実施や防鹿柵の設置、生息環境の整備等の被害対策に努めてきたところである。しかし、依然として農林業被害は高い水準で推移している。

このことから、引き続き第2期のシカ保護管理計画を策定し総合的なシカ対策を講じる。

**2. 管理すべき鳥獣の種類**

ニホンジカ

**3. 計画の期間**

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。

**4. 保護管理が行われるべき区域**

能勢町、豊能町、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、島本町の4市3町

**5. 保護管理の目標**

- ・農林業被害面積及び被害額の減少
- ・シカの生息頭数の半減（H12年度推定個体数2000頭 計画終了時800～1200頭）

**6. 数の調整に関する事項**

- ・有害捕獲と狩猟により、地域個体群の管理を行う。
- ・狩猟におけるメスの捕獲制限を解除するとともに、1人1日あたりの捕獲制限をオス1頭からメスを含む場合は2頭に拡大する。
- ・狩猟期間の延長はその効果や被害等について十分検討し、慎重に判断する。

**7. 生息地の保護及び整備に関する事項**

- ・健全な人工林の育成、里山の再生等により、シカ本来の生息地を確保する。
- ・シカの生息地を分断・孤立させない緑の連続性に配慮した森林整備を行う。

**8. その他保護管理のために必要な事項**

- ・被害防除対策  
シカによる農林業被害の防止を図るため、引き続き、防鹿柵の設置、忌避剤の散布、ツリーシェルターによる保護などの防除対策を進める。
- ・モニタリング  
シカの生息動向、生息環境、捕獲状況、被害の程度等についてモニタリングし、保護管理計画の進捗状況を点検するとともに、計画にフィードバックさせる。
- ・多様な主体の関与  
府、市町村、学識経験者、各種団体等の参画による調整や意見聴取をする。